

福井市道路除排雪機械整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福井市道路除排雪機械整備費補助金の交付に関しては、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号)によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「業者」とは、福井市と道路除排雪業務委託契約を締結し、福井市道路除雪計画で定める除雪路線の除排雪業務を行う業者をいう。

(補助の対象事業)

第3条 この要綱による補助の対象となる事業は、業者が行う道路除排雪機械の整備(以下「道路除排雪機械整備費補助事業」という。)とする。

(補助金の交付)

第4条 市長は、道路除排雪機械整備費補助事業に要する経費に対し、予算の範囲内において道路除排雪機械整備費補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(補助対象経費等)

第5条 この要綱による補助金の対象となる経費、補助金の補助率及び限度額並びに補助の要件は、別表のとおりとする。

(交付の 手続 及び 決定)

第 6 条 補助金の 交付 を 受けよう とする 者 (以下 「 交付 申請 業者 」 という 。) は、 市長 が 別に 定める 日 までに、 福井 市 道路 除排 雪 機械 整備 費 補助 金 交付 申請 書 (様式 第 1 号) に、 次に 掲げる 書類 を 添えて 市長 に 提出 し なければ ならない。

- (1) 事業 計画 書 (様式 第 2 号)
- (2) 購入 機械 の 見積 書 (付属 品 等 内訳 の わかる もの、 更新 対象 機械 の 売却 がある 場合は 売却 額 が わかる もの を 含む)
- (3) 購入 機械 の カタログ 又は 写真 等
- (4) 除排 雪 協力 承諾 書 (様式 第 3 号)
- (5) 更新 対象 の 借上 機械 の 車検 証 の 写し (借上 機械 を 更新 する 場合)
- (6) 国税 及び 市税 の 全 税目 に 係る 納税 証明書
- (7) その他 市長 が 必要 と 認める 書類

2 市長 は、 前項 の 規定 により 申請 書 が 提出 された 場合は、 その 申請 内容 が 適正 かつ 妥当 である か どうか を 審査 し、 適当 と 認める ときは、 補助 金 の 交付 を 決定 する もの とする。 この 場合 において、 市長 は、 必要 に 応じ 条件 を 付し、 又は 当該 条件 を 変更 する ことが できる。

3 市長 は、 前項 の 規定 による 決定 (以下 「 交付 決定 」 という 。) を した ときは、 福井 市 道路 除排 雪 機械 整備 費 補助 金 交付 決定 通知 書 (様式 第 4 号) により、 当該 交付 申請 業者 に 通知 する もの とする。 この 場合 において、 通知 を 受けた 交付 申請 業者 (以下 「 交付 決定 業者 」 という 。) は、 補助 の 要件 について 合意 を 図る ため、 速やか に 福井 市長 と 覚書 (様式 第 5 号) を 取り 交わす もの とする。

(事業の内容等の変更)

第 7 条 交付決定業者は、交付の決定後、交付に係る道路除排雪機械整備費補助事業の内容を変更（補助金の額が変更とならない単なる購入費の変更を除く。）する場合は、第 6 条第 1 項各号に掲げる書類のうち、変更に係る書類を添えて福井市道路除排雪機械整備費補助金交付変更申請書（様式第 6 号）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書が提出された場合は、その申請内容が適正かつ妥当であるかどうかを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の変更の決定をするものとする。この場合において、市長は、必要に応じ条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定による補助金の交付の変更の決定をしたときは、福井市道路除排雪機械整備費補助金交付変更決定通知書（様式第 7 号）により、当該交付決定業者に通知するものとする。

(事業の中止の届出)

第 8 条 交付決定業者は、当該事業を中止しようとするときは、その旨を市長に届け出てその承認を得なければならない。

(実績報告)

第 9 条 交付決定業者は、事業を完了したときは、福井市道路除排雪機械整備費補助事業完了実績報告書（様式第 8 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 契約書の写し（原本証明したもの）

(3) 納品書、請求書及び領収書又はこれらに代わるものの写し

(4) 写真（付属品を装備し、購入機械を前後側の三面から撮影したものの）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して60日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条第1項の完了実績報告書が提出された場合は、その内容その他必要事項を審査し、実物を検査の上、補助金の額を決定するものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費に別表の補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）又は限度額のいずれか低い額とする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の額を確定したときは、福井市道路除排雪機械整備費補助金額確定通知書（様式第9号）により交付決定業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 前条第3項の規定による通知を受けた交付決定業者は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に福井市道路除排雪機械整備費補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理した後、補助金を交付するものとする。

(譲渡の制限)

第 1 2 条 交付決定業者は、補助事業の完了の年度の末日から起算して 1 1 箇年を経過する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）は、購入した道路除排雪機械を譲渡し、交換し、又は廃棄することができないものとする。ただし、第 6 条第 2 項の規定により譲渡制限期間を変更した場合は、その期間によるものとする。

(交付決定の取消し)

第 1 3 条 市長は、交付決定の後、交付決定業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業の目的に反したとき。
- (4) 第 8 条に規定する承認をしたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めるとき。

(補助金の返還)

第 1 4 条 市長は、前条の場合において既に補助金を交付した交付決定業者に対して、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(報告の徴収)

第 1 5 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業に関し、交付決定業者から報告を求め、又は職員に調査若しくは検査をさせることができる。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条及び第10条関係）

項目	内容
補助金	道路除排雪機械整備費補助金
対象経費	ホイールローダ（トラクタショベル）、ドーザ、グレーダの購入費（付加仕様を含む）
補助率	対象経費（更新対象機械の売却がある場合は、売却額を差し引いた額とする。）の1/2以内
限度額	300万円/台
補助要件	<p>補助事業の完了の年度の末日から起算して11年を経過する日までの間は、補助対象道路除排雪機械により道路除排雪業務委託契約を締結し、市道の除排雪を行うこと。</p> <p>国税及び市税を完納していること。</p> <p>対象機械が中古車である場合は、当該機械の製造年月が交付決定をした年度の初日からホイールローダにあっては6年前、ドーザにあっては7年前、グレーダにあっては9年前までになされたものであること。</p>

備考

- 1 対象経費の購入費については、以下の内容を基準とする。
 - (1) 購入費は機械本体価格、付加仕様とそれに係る消費税とし、登録料・保険料などの費用は含まない。
 - (2) 付加仕様は、国庫補助事業（雪寒地域道路事業）の建設機械整備費補助の基準に準ずる。但し、道路維持作業用自動車として必要な黄色回転灯は、必ず関係機関に申請したものを装備するものとする。